

社団法人日本脳神経外科学会における  
基本財産の運用益の用途に関する規程

平成 15 年 12 月 7 日理事会決定

(目的)

第 1 条 この規程は、基本財産の運用益の用途に関し、必要な事項を定め、その適正な施行を確保することを目的とする。

(用途)

第 2 条 基本財産の運用益の用途は、定款第 5 条（事業）第 1 号～第 8 号に定める事業の実施に限定する。

(規程の変更)

第 3 条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 15 年 12 月 7 日から施行する。